

第1回 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会

日 時 令和元年9月3日（火）
午後1時30分
場 所 恵那市役所会議棟中会議室

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

5. 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会設置要綱について

6. 委員長及び副委員長の選出

7. 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定に関するスケジュール等について

第1回委員会	9月 3日（火）13：30～
パブリックコメント	9月10日（火）～10月9日（水）
第2回委員会	11月 1日（金）13：30～
第3回委員会	11月下旬～12月中旬

8. 議 事

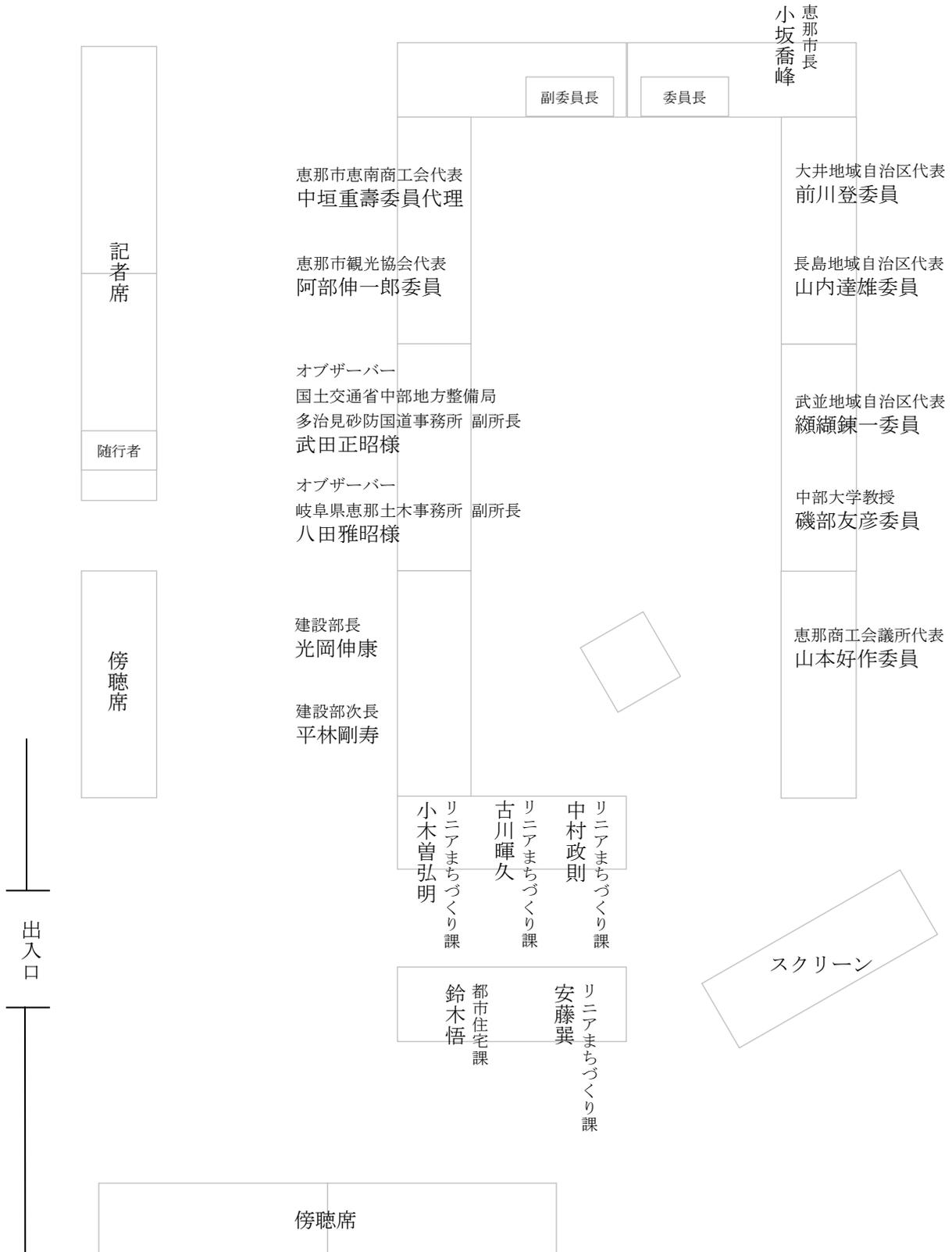
- (1) 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画について
- (2) 会議の公開及び公表について

9. その他

第2回策定委員会 11月1日（金） 13時30分 会議棟大会議室

10. 閉 会

第1回恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会 席次表



恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会 委員

(敬称略)
令和元年9月3日

選 定 項 目	氏 名	備 考
恵那市地域自治区会長会議を代表する者		
大井町代表	前川 登	
長島町代表	山内 達雄	
武並町代表	瀬瀬 鍊一	
学識経験者		
学識経験者 (中部大学工学部教授)	磯部 友彦	
商工業関連団体の構成員		
恵那商工会議所からの推薦	山本 好作	
恵南商工会からの推薦	堀 鑛	
観光関連団体の構成員		
恵那市観光協会からの推薦	阿部 伸一郎	

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会 オブザーバー

選 定 項 目	氏 名	備 考
道路管理者		
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	武田 正昭	
岐阜県恵那土木事務所	八田 雅昭	

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニアまちづくり構想に掲げた施策を基に基盤整備計画を策定するに当たって、実施事業を明確化し、事業を具体的に示してリニア効果を生かしたまちづくりに取り組むため、恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、リニアまちづくり構想に基づく恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定に関する事項その他市長が必要と認める事項を所掌する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工機関関係者
- (4) 観光機関関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、市長が委嘱する。

5 オブザーバーは、委員会の求めに応じて委員会の会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部リニアまちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開し、その審議状況を市民に明らかにすることにより、会議の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公平公正で開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において附属機関等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された市長の附属機関
- (2) 市民の意見及び有識者の専門的知見等の意見を聴取し、市の施策に反映させることを目的として、規則、要綱等の規定に基づき設置された委員会、協議会、審議会等

(会議の公開基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生じる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開（一部非公開を含む。以下同じ。）の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、附属機関等の長が選任されていない場合は、市長が会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 前項の規定により、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 附属機関等は、前条第1項の規定により、会議の公開（一部非公開を含む。）を決定した場合、次に掲げる事項を会議の開催予定日の7日前までに、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 会議の傍聴に必要な手続等
- (7) 公開又は非公開の別（非公開とする場合にあっては、その理由）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項

2 附属機関等は、前項の会議開催の事前公表をする場合は、市のウェブサイトへの掲載等の方法により、広く市民への周知に努めるものとする。

（会議の公開方法）

第6条 会議の公開は、会議に傍聴席及び必要に応じ記者席を設け、前条第1項第6号の手続等をとった者（以下「傍聴者」という。）に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関等は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定するものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

（会議の秩序維持）

第7条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴者に係る遵守事項を定め、当該会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（会議資料の配付）

第8条 附属機関等は、会議を公開する場合は、当該会議に付する会議資料を傍聴者に配付するよう努めるものとする。ただし、配付が困難と認められる会議資料については、当該会議の開催場所において傍聴人が閲覧できるようにするものとする。

（会議録及び会議資料の公開）

第9条 附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録又は会議要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題

- (5) 公開又は非公開の別（非公開とした場合にあっては、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 会議の内容
- (8) 傍聴者の数

2 附属機関等は、会議を公開した場合、前項の会議録等及び会議資料を市のウェブサイトへの掲載等の方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、各附属機関等が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行し、同日以後に開催が決定する附属機関等の会議について適用する。